

中野区障害者計画及び第6期障害福祉計画の進捗及び課題

1 計画の進捗及び次期計画策定における背景

第6期障害福祉計画の計画期間は、令和3年（2021年）4月から令和6年（2024年）3月までです。

令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延に伴い、社会活動や地域生活に制限が生じ、障害福祉サービスにおいても利用控えや受入れの縮小などが生じていました。

行動制限の緩和により、令和4年度はサービス利用状況が新型コロナウイルス感染症の発生前の水準に戻りつつあります。令和5年5月8日から5類に変更されたことで行動上の制限がなくなり、更に増加するものと考えられます。

また、SDGsやユニバーサルデザインに係る概念が、社会に浸透してきており、障害の有無に拘わらず、社会においてその人らしい自立と参加を目指すことができるように、社会においては包摂的に必要な支援を提供できるように更に施策を進める必要があります。

2 中野区障害者計画の進捗及び課題について

(1) 障害者施策の主な取組み

中野区障害者計画障害者施策の主な取組み

【課題1】障害者の権利擁護

- <施策1> 障害を理由とする差別の解消の推進
- <施策2> 障害者に対する虐待防止の推進
- <施策3> 成年後見制度の利用促進

【課題2】地域生活の継続の支援

- <施策1> 地域における生活の維持及び継続の支援
- <施策2> 多様化するニーズへの対応
- <施策3> 地域生活を支えるサービスの確保

【課題3】入所施設等からの地域移行促進と定着支援

- <施策1> 入所施設及び精神科病院からの地域生活への移行
- <施策2> 地域生活を支える社会資源の整備

【課題4】障害者の就労の支援

- <施策1> 就労機会の拡大
- <施策2> 一般就労への支援と定着の取組の強化
- <施策3> 就労継続支援事業所における工賃の向上

【課題5】障害や発達に課題のある子どもへの支援

- <施策1> 関係機関と連携した切れ目のない支援体制
- <施策2> 専門的な支援の充実と質の向上
- <施策3> 地域社会への参加や包容の推進

(2) 障害者施策の進捗状況

障害者の権利擁護や、地域生活の継続支援として地域生活を支えるサービスの確保などにおいては、意思疎通支援や、重度障害者の就労支援、修学支援等を開始しました。

また、障害者の就労の支援においても、企業に対し障害者の実習を受け入れる際の奨励金支給を開始し、障害者雇用を拡充するための取組みも開始しました。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により長期入院患者や入所者の地域移行は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、面会や外泊が制限され、思うように進まない現状がありました。行動制限が解除されたことを受け、地域移行に向けた取組みを改めて推進することになります。更に、江古田三丁目重度障害者グループホーム等の整備が参入事業者が確保できず、併設予定の身体障害者及び知的障害者の地域生活支援拠点の整備が延期となっていました。江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業は区が施設を整備する方針に変更し、令和9年度中の開設を目指して計画を進めることとなりました。

(3) 次期（令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）まで）計画策定における課題、留意事項

① 障害者の権利擁護

ア 合理的配慮の推進

区民に対しては、ヘルプマーク及びヘルプカードについて啓発等を行いました。

区役所職員に対しては障害特性の理解を深めるための研修等を行い、障害のある方に適切な対応ができるようにしていく必要があります。

イ 障害者差別解消審議会の開催

区の対応や取組みに対する意見や提案を受け、今後全庁的な取組みの実行とその検証を行い、障害者差別解消を推進する必要があります。

ウ 虐待防止の強化

新型コロナウイルス感染症のまん延に比例するように障害者の虐待通報件数が増加しています。社会情勢や身近な変化が及ぼす影響を受けやすい傾向もあるため、研修への参加者拡大や事業者への啓発活動に努める必要があります。事業者には、虐待防止パンフレットの配布を行う等の他、更なる推進のため、虐待防止委員会の設置、従事者への研修の実施、虐待防止責任者の設置義務化について、周知し、体制整備について、働きかけて行く必要があります。

年度	29	30	31	2	3	4
通報件数	16件	10件	13件	11件	25件	25件

② 地域生活の継続の支援

多様化するニーズへの対応として、相談支援体制の充実・強化をはかるものとして、基幹相談支援センター機能において、研修や関係機関と連携してケースマネジメントを行ってきました。今後も障害の多様性への対応、重度化や本人または介護する家族の高齢化により、地域生活を維持するためのサービスの充実が求められます。

労働人口が急速に減少するなか、サービスを充実させるためには人材を確保し継続しつづけられる環境の整備も必要です。

③ 入所施設等からの地域移行促進と定着支援

入所者の重度化や高齢化により地域移行が思うように進まない状況があります。更に多くの病院及び入所施設では、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として訪問者の受入れを制限していたため、地域移行や退院支援が難しい面もありました。

これまで退院支援または移行支援を待っていた方を含め、地域移行・地域定着支援を積極的に進める必要があります。

④ 障害者の就労の支援

一般就労は、就労支援センターを委託する中野区障害者福祉事業団が企業等へ訪問し面談を行い、特別支援学校と卒業後の支援体制に円滑に移行できるように連携を図ってきます。また、令和5年度には重度障害者に対し職場等における身体介護や通勤支援を行うための就労支援特別事業や実習生を受入れた企業に対し、障害者職場実習受入奨励金の支給を開始するなど、就労に向けた体制づくりが充実してきています。

一方、就労継続支援B型事業所においては、利用者の高齢化、重度化が進んでいる反面、受注作業は、機械化により比較的取り組みやすい作業が減少するなど、工賃を維持することが難しくなっている状況があります。

ひとりひとりに合った働き方ができるように、より細やかな支援ができる体制や事業所間の情報共有といった拡充が求められています。

⑤ 障害や発達に課題のある子どもへの支援

障害児施策は、令和4年度に子ども特別支援課から障害福祉課へ移管され、障害者施策と情報共有しながら障害児施策を推進させることができるようになりました。

令和5年度から重症心身障害児や医療的ケア児の支援において関係機関による協議の場の運営を開始し、東京都医療的ケア児コーディネーター研修修了者を中心に、区内の社会資源や相談援助技術を共有するための場を確保します。医療的ケアが必要であっても子どもらしく暮らし、教育を受けられ、更には保護者の介護負担を軽減できるよう、協議の場等の充実や、区において医療的ケア児コーディネーターの配置を行うことが必要です。

3 第6期障害福祉計画の成果目標に係る進捗及び課題

(1) 進捗状況

別紙資料4-3参照

第6期は、新型コロナウイルス感染症の影響があるなかでのスタートとなり、サービス提供が思うように充実できない場面も生じていました。令和4年度には、行動制限が緩和され、サービス利用が制限前の状態に戻りつつあります。令和5年度は5月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行し、行動制限が無くなったことを受け、更にサービス利用量が回復すると考えられます。

(2) 次期（令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）まで）計画策定にお

ける課題及び留意事項

第7期障害福祉計画を策定するにあたり、厚生労働省の通知において、①障害者等の自己決定の尊重及び意思決定の支援、②身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施、③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の構築、④地域共生社会の実現に向けた取組、⑤障害児の健やかな育成のための発達支援、⑥障害福祉人材の確保・定着、⑦障害者の社会参加を支える取組を基本理念として計画を策定するよう示しています。これらサービスの対象には、難病患者等の支援も含まれ、支援の明確化、策定に当たって当事者や専門機関の意見を踏まえることとあり、合理的配慮が必要な全ての方に的確に対応できる計画とすることが求められています。

① 指定障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

中野区においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護ともに、一時的な減少が見られたサービスもありましたが、令和4年度には概ね増加傾向にあります。障害者の重度化・高齢化の傾向は続いており、訪問系サービスの需要も今後増加するものと考えられます。

イ 日中活動系サービス

生活介護、就労継続支援は感染症の影響は比較的少なく利用者数は増加しています。入院する精神障害者等の地域移行や、一般就労した障害者が高齢になり、指定障害福祉サービスの利用を希望する場合の支援を反映した計画策定が求められます。

就労移行支援は、緩やかに減少しています。減少傾向は感染症が拡大する前から始まっており、多くの事業所が定員を満たさなくなっています。法定雇用率の段階的な引き上げに伴い、地域移行支援利用者がどの程度増加するかを分析して見込み量に計上する必要があります。

また、令和6年度から「就労選択支援」が開始され、障害者の就労を支援する仕組みが強化されることを受けて、他サービスにおいてもどのような影響が生じるのかについても想定し、対策を講ずる必要があります。

ウ 居住系サービス

重度障害者が利用できる共同生活援助の確保は、今後も継続して検討する必要があります。重度化・高齢化を受けて、日中サービス支援型の整備、公有地活用による事業者負担の軽減なども、検討を進める必要があります。

また、入所施設の地域移行先となる受け皿としても、重度障害者が利用できる共同生活援助の整備が望まれています。

エ 相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービス等の利用者が相談支援事業所において計画を策定する流れが定着し、増加傾向が続いています。

地域移行支援及び地域定着支援は、減少した状態が続いています。病院の訪問制限が解除されることで、地域移行に係る支援は実施しやすくなります。ただし、地域移行後の生活の場やサービスの確保が必要になるため、併せて整備を進める必要があります。

② 地域生活支援

ア 相談支援事業

地域生活支援拠点と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携の確保など、障害者の地域生活を継続するための仕組みの整備をより進める必要があります。

イ サービスの拡充

厚生労働省通知にあるように、地域生活支援事業における意思疎通支援、ICTの活用、地域生活支援促進事業における意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業等への取組について、検討を進め計画にも規定する必要があります。

また、第6期障害福祉計画の期間中に、新たに開始した意思疎通支援、在宅レスパイト等事業、重度者就労支援、修学支援といった項目を追加する必要があります。

③ 障害者施策をとりまく環境の整備

ア 人材の確保及び育成

新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰、労働人口の減少に伴う人材確保の困難さなど、現在の課題は、将来も継続しうるものです。

キャリアアップに繋がる研修の機会を提供する、施設職員の事務効率の向上に向けたICTの導入など、働き続けたい職場を目指して福祉職員の育成を継続して支援していく必要があります。

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域共生社会の実現に向けた取組みとして、人材の確保及び育成、関係機関との協働、地域における包摂的な支援態勢の構築が必須であると考えます。障害福祉分野に留まらず、高齢者福祉、児童福祉、地域福祉その他の分野や、関係機関と連携・協働を図りながら、地域における福祉の基盤を固めていけるよう、計画に示して行く必要があります。